

## 【市町保健センター等】

### （１）現状と課題

- 市町の保健活動の拠点となる市町保健センターは、15市町（21ヶ所）で整備されている（令和6年4月1日現在）。
- 市町は、生活習慣病対策や母子保健対策、介護予防対策、精神保健福祉対策等の保健・福祉活動の充実強化を図るため、保健福祉関係者の確保が必要である。

- ①市町においては、身近で利用頻度の高い保健サービスが一元的に提供できるよう、地域保健法において、市町保健センター等の保健活動の拠点の整備が求められている。
- ②市町保健センターでは、健康増進計画や特定健診等実施計画等に基づき、健康診査、健康相談、保健指導等、住民のニーズに応じた計画的な事業の実施を図っている。
- ③市町は、精神保健福祉対策や母子保健対策、介護予防・生活支援対策等の保健活動の充実強化を図るため、市町保健センター等に総合窓口の設置や在宅福祉サービスを担う施設との複合的整備を図るとともに、保健師や管理栄養士等保健福祉関係職員の確保が必要である。

### （２）対策

- 市町の保健活動の充実強化を図るため、専門技術職員の計画的な確保を促進するとともに、体系的な研修を計画的に実施し、人材の育成等を推進する。

- ①市町の保健活動の充実強化を図るため、専門技術職員の計画的な確保を促進するとともに、職員の資質向上を図るため、体系的な研修を計画的に実施し、人材の育成を推進する。
- ②保健事業の評価等により、住民のニーズに応じた計画的で効率的な保健事業を推進する。
- ③事業の将来的な見通しの下、保健事業の充実及び保健事業と介護保険事業等の有機的連携その他の地域保健対策の推進に支障を来すことがないように、保健師、管理栄養士等の地域保健対策に従事する専門技術職員の計画的な確保を推進する。
- ④保健事業の推進にあたり、市町に対し専門的かつ技術的な援助及び協力を行うとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の専門職能団体及び地域の医療機関との十分な連携及び協力等、地域における人的資源の活用を推進する。